

制定	令和2年2月12日	原規規発第2002124号	原子力規制庁長官決定
改正	令和6年5月6日	原規規発第2405061号	原子力規制庁長官決定
改正	令和7年3月25日	原規規発第2503251号	原子力規制庁長官決定
改正	令和8年3月27日	原規規発第2603273号	原子力規制庁長官決定

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領を次のように制定する。

令和2年2月12日

原子力規制庁長官

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領の制定について

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領を別添のように制定する。

附 則

この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保

安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（令和 8 年原子力規制委員会規則第 3 号。以下「改正規則」という。）の施行の日（令和 8 年 4 月 1 日）から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正規則附則第二条の規定により従前の例によることとされる検査については、この規程による改正前の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（以下「旧実施計画検査実施要領」という。）の規定により実施する。

第 3 条 旧実施計画検査実施要領 8 の規定による令和 7 年度の実実施計画検査に係る事務については、なお従前の例による。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所原子炉施設  
実施計画検査実施要領

令和2年2月12日  
原子力規制庁  
(最終改正：令和8年3月27日)

# 目 次

1. 目的	2
2. 実施計画検査の実施方針	2
3. 実施計画検査の種別	2
4. 実施計画検査の年度検査計画	2
4.1 年度検査計画の作成、通知及び公表	2
4.2 年度検査計画の変更	3
5. 実施計画検査の実施	3
5.1 使用前検査	3
5.2 保安検査	3
5.3 核物質防護検査	4
5.4 その他の検査	5
6. 検査指摘事項の評価及び評価に基づく措置	5
7. 横断的な視点による監視	5
8. 報告書の作成、通知及び公表等	6
図1 実施計画検査に関する実施フロー	6
図2 保安検査及び核物質防護検査に基づく監視のプロセスと構成要素	7
図3 検査指摘事項の重要度評価に係る評価イメージ	7
別表 参照する基本検査運用ガイド	8

## 1. 目的

この要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 64 条の 3 第 7 項の規定に基づき原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社（以下「事業者」という。）に対して実施する実施計画検査について、その基本的な手順、手続等を定めることを目的とする。

## 2. 実施計画検査の実施方針

実施計画検査は、法第 64 条の 2 第 1 項の規定により特定原子力施設として指定された東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（以下「福島第一原子力発電所」という。）の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従って行われているかどうかについて、法第 64 条の 3 第 7 項の規定に基づいて検査するものであり、それにより、福島第一原子力発電所における廃炉作業が安全かつ着実に進むようにする。

実施計画検査に関する手順、手続等の概要は、図 1 に示すとおりとする。また、保安検査及び核物質防護検査に基づく監視のプロセスと構成要素は、図 2 に示すとおりとする。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）第 18 条の規定による報告等があった場合は、「原子力規制検査等実施要領」（原規規発第 1912257 号-1）の「2.6 特別検査の実施に係る判断」の記載内容及びこれに関する検査運用ガイド（「特別検査運用ガイド」）を参照する。

## 3. 実施計画検査の種別

実施計画検査の種別は、次のとおりである。

- (1) 使用前検査  
規則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する検査
- (2) 保安検査  
規則第 18 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する検査
- (3) 核物質防護検査  
規則第 18 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する検査
- (4) その他の検査  
規則第 18 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する検査

## 4. 実施計画の年度検査計画

### 4.1 年度検査計画の作成、通知及び公表

原子力規制庁は、実施計画検査の実施において着眼すべき事項（以下「検査の着眼点」という。）を踏まえ、毎年度、保安検査及び核物質防護検査に係る計画（以下「年度検査計画」という。）を作成し、原子力規制委員会の了承を得る。

年度検査計画を作成するに当たって考慮する検査の着眼点として、次に掲げる事項を含めることとする。

〔検査の着眼点〕

- ① 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ
- ② 前年度の実施計画検査の結果
- ③ 規則第 12 条第 9 号の規定に基づく報告（規則第 12 条第 8 号に規定する検査の計画及び実施状況）
- ④ 特定原子力施設監視・評価検討会における指摘事項
- ⑤ 福島第一原子力発電所における廃炉作業に係るトラブルの状況

年度検査計画は、前年度の実施計画検査の結果と合わせて事業者へ通知し、年度検査計画の内容について事業者へ説明するとともに、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。この場合において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条に規定する不開示情報が年度検査計画に記載されているときは、当該不開示情報を除いた上で公表することとする。

#### 4.2 年度検査計画の変更

年度検査計画を作成した後、福島第一原子力発電所の状況が変化した場合には、原子力規制庁は、必要に応じて、年度検査計画を変更し、現状に即した検査が実施できるよう調整する。

### 5. 実施計画検査の実施

原子力検査官（以下「検査官」という。）は、「原子力規制検査等実施要領」の「3.2 検査の実施」の記載内容のうち、(1)から(3)までの項目の内容を踏まえて、事前準備を実施する。

また、検査官は、次に掲げる身分を示す証明書のいずれかを携帯していることを確認する。

- ・規則第 26 条の規定に基づく身分を示す証明書
- ・原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和 5 年原子力規制委員会規則第 1 号）の規定に基づく身分を示す証明書

#### 5.1 使用前検査

##### (1) 検査対象

発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用の開始前の工事及び性能に関する事項

##### (2) 提出された申請書の確認及び公表

検査官は、使用前検査を受けようとする事業者から、申請書の提出があった場合には、規則第 19 条第 1 項各号に掲げる事項が申請書に記載されていること及び同条第 2 項各号に掲げる事項を説明する書類が申請書に添付されていることを確認する。

提出された申請書は、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。この場合において、情報公開法第 5 条に規定する不開示情報が申請書に記載されているときは、当該不開示情報を除いた上で公表することとする。

##### (3) 検査の実施

###### a. 使用前検査実施要領書の策定

検査官は、事業者が提出した申請書の記載事項に不備がないこと及び必要な書類が添付されていることを確認した後、規則第 22 条の規定により使用前検査実施要領書を定める。特に、規則第 19 条第 1 項第 7 号に掲げる溶接に係るものが含まれる場合は、溶接に係る確認を実施するために必要な申請書の記載事項に不備がないこと及び必要な書類が添付されていることを確認する。

使用前検査で確認する事項については、提出された申請書の内容、検査対象の施設に係る法第 64 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく実施計画の認可の内容等を踏まえ、規則第 20 条第 1 項の規定に従って、設定するものとする。

###### b. 検査の実施の方法

使用前検査は、検査官が規則第 20 条の規定に基づき、事業者による規則第 12 条第 7 号の検査に立ち会い、又はその記録を確認することによって実施するものとする。なお、立会いによる検査については検査対象の重要度等を勘案し実施する。また、実施に当たっては、福島第一原子力発電所の状況を踏まえ、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を合理的な範囲で参照することとする。

##### (4) 使用前検査終了証の交付及び公表

検査官は、使用前検査が終了したときは、規則第 24 条の規定に従い、使用前検査終了証を作成し、事業者に交付する。

事業者に交付した使用前検査終了証は、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。

#### 5.2 保安検査

##### (1) 検査対象

保安のための措置に関する事項

## (2) 検査の実施

### a. 検査に関する事前準備

検査官は、年度検査計画を踏まえた上で、四半期ごとに、事業者の活動計画及び福島第一原子力発電所の状況等を踏まえて、より詳細な保安検査の実施に係る計画（以下「保安検査計画」という。）を作成する。保安検査計画には検査対象及び実施時期を含めることとする。

なお、保安検査計画は、事業者の活動計画の変更及び直近の福島第一原子力発電所の状況等に応じ、適宜見直すこととする。

### b. 検査の実施の方法

保安検査について、検査官は、保安検査計画に従い、効果的かつ効率的に検査を実施するよう努める。特に、事業者による施設管理の活動の確認として、規則第12条第8号に規定する検査の実施状況の確認は、検査官が事業者による同検査に立ち会い、又はその記録を確認することによって実施する。また、「6. 検査指摘事項の評価及び評価に基づく措置」に示す監視領域に応じて、別表に掲げる基本検査運用ガイド（以下「基本検査運用ガイド」という。）を参照する。基本検査運用ガイドは、福島第一原子力発電所の状況を踏まえ、合理的な範囲で参照することとする。

検査対象において、監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化（以下「検査指摘事項」という。）があった場合には、「6. 検査指摘事項の評価及び評価に基づく措置」等に従って対応する。また、検査における気付き事項から検査指摘事項を抽出し、当該検査指摘事項の重要度の評価（以下「重要度評価」という。）につなげるための判断を行う場合には、関連する原子力規制検査のガイド（「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」）を参照する。

なお、フリーアクセスでの検査は、事業者のルール等を遵守するとともに、現場作業を阻害しないよう配慮して実施するものとする。

### c. 最終会議

「8. 報告書の作成、通知及び公表等」の記載内容に従って報告書を取りまとめるに当たり、検査官と事業者との間で打合せを行い、暫定的な検査結果を説明するとともに、当該検査結果に対する事業者の認識及び対応状況を聴取する。

## 5.3 核物質防護検査

### (1) 検査対象

特定核燃料物質の防護のための措置に関する事項

### (2) 検査の実施

#### a. 検査に関する事前準備

検査官は、年度検査計画を踏まえた上で、四半期ごとに、事業者の活動計画及び福島第一原子力発電所の状況等を踏まえて、より詳細な核物質防護検査の実施に係る計画（以下「核物質防護検査計画」という。）を作成する。核物質防護検査計画には検査対象及び実施時期を含めることとする。

なお、核物質防護検査計画は、事業者の活動計画の変更及び直近の福島第一原子力発電所の状況等に応じ、適宜見直すこととする。

#### b. 開始会議

原子力規制庁本庁に在籍している核セキュリティ部門の検査官がチームを編成した上で、特定の検査対象を検査する場合には、当該検査を実施する検査官は、核物質防護検査を開始する前に、事業者との間で打合せを行い、検査対象に係る事業者の活動計画等を確認するとともに、事業者に対し、検査の予定及び検査対象を伝達する。

#### c. 検査の実施の方法

核物質防護検査について、検査官は、核物質防護検査計画に従い、効果的かつ効率的に検査を実施するよう努める。また、必要に応じて、「核物質防護に係る検査ガイド（実用発電炉、研究開発炉、加工（I）、貯蔵、再処理施設）」を参照する。福島第一原子力発電所の状況を踏まえ、合理的な範囲で同ガイドを参照することとする。

検査対象において、検査指摘事項があった場合には、「6. 検査指摘事項の評価及び

評価に基づく措置」等に従って対応する。また、検査における気付き事項から検査指摘事項を抽出し、重要度評価につなげるための判断を行う場合には、関連する原子力規制検査のガイド（「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」）を参照する。

なお、フリーアクセスでの検査は、事業者のルール等を遵守するとともに、現場作業を阻害しないよう配慮して実施するものとする。

#### d. 最終会議

「8. 報告書の作成、通知及び公表等」の記載内容に従って報告書を取りまとめるに当たり、検査官と事業者との間で打合せを行い、暫定的な検査結果を説明するとともに、当該検査結果に対する事業者の認識及び対応状況を聴取する。

### 5.4 その他の検査

#### (1) 検査対象

5.1 から 5.3 までにおいて掲げる検査対象に該当しない事項

#### (2) 検査の実施

当該検査については、必要に応じて、その実施に係る具体的な事項について、個別に原子力規制委員会において決定した上で行うものとする。

### 6. 検査指摘事項の評価及び評価に基づく措置

保安検査又は核物質防護検査により、検査指摘事項が確認されたときは、追加的な対応の要否等を判断するために、重要度評価を行う。

重要度評価を実施するに当たっては、事業者の活動の目的に応じて、「安全確保設備等への影響」、「放射線安全」及び「核物質防護」の3つの監視領域の視点から評価する（「安全確保設備等への影響」については、「発生防止」、「拡大防止・影響緩和」、「閉じ込めの維持」及び「非常時の対応」の4つの小分類に分類した上で評価する。また、放射線安全については、「公衆に対する放射線安全への影響」及び「従業員に対する放射線安全への影響」の2つの小分類に分類した上で評価する。）。

重要度評価は、「追加対応あり」と「追加対応なし」の2段階に分類して行う。検査指摘事項の重要度評価に係る評価イメージは、図3に示すとおりとする。重要度評価を実施する際は、「原子力規制検査等実施要領」の「2.3 検査指摘事項の重要度評価」の記載内容及び重要度評価に関連するガイド（「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」、「核物質防護に係る重要度評価に関するガイド」及び「重要度評価等の事務手順運用ガイド」）を参照する。

重要度評価と並行して、法令違反の有無、福島第一原子力発電所の安全性の確保に対する影響の有無、意図的な不正行為の有無を確認する。

重要度評価の結果、「追加対応あり」と判断したものについては、検査指摘事項を総合的に考慮した上で、事業者に対し、追加の検査を実施する。この場合において、「原子力規制検査等実施要領」の「2.5 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）」の記載内容及びこれに関する検査運用ガイド（「原子力規制検査における追加検査運用ガイド」及び「重要度評価等の事務手順運用ガイド」）を参照し、検査対象、検査体制等を定め、原子力規制委員会の了承を得る。また、規制要求の違反の有無、災害の防止上の支障の有無等を総合的に考慮した上で、法第64条の3第4項の規定に基づく実施計画の変更命令や同条第6項の規定に基づく措置命令等の要否に関する検討を併せて行う。不利益処分を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める手続を経て、原子力規制委員会が実施する（不利益処分の検討を行う際は、「原子力規制検査等実施要領」の「2.9 検査結果に基づく規制措置の検討等」の記載内容及び規制措置に関連するガイド（「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」及び「重要度評価等の事務手順運用ガイド」）を参照する。）。

### 7. 横断的な視点による監視

監視領域に共通する事業者の品質マネジメントシステム（規則第2条第2項第9号に規定されている品質マネジメントシステムをいう。）及び廃炉プロジェクトマネジメント（「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」Ⅲ第1編第2条及び第2編第2条に記載されている福島第一原子力発電所の廃炉に関する事項をいう。）については、横断的な視点として、その実施状況を監視する。



実施計画検査により、横断的な視点からの課題があると認められるときは、検査官は、当該課題に係る事実関係を観察事項として四半期報告書（「8. 報告書の作成、通知及び公表等」に記載する四半期報告書をいう。）に記載するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室に報告する。また、必要に応じ、特定原子力施設監視・評価検討会において、改善するための具体的方策について、事業者と意見交換を行う。

## 8. 報告書の作成、通知及び公表等

### (1) 報告書の作成

原子力規制庁は、四半期ごとに保安検査及び核物質防護検査の検査結果を取りまとめ、報告書（以下「四半期報告書」という。）を作成し、原子力規制委員会に報告する。

また、原子力規制庁は、毎年度、四半期報告書を取りまとめ、前年度の実実施計画検査の結果として原子力規制委員会に報告する。

### (2) 報告書の通知及び公表等

原子力規制委員会に報告を行った四半期報告書及び前年度の実実施計画検査の結果については、事業者には通知するとともに、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。この場合において、情報公開法第5条に規定する不開示情報が記載されているときは、当該不開示情報を除いた上で公表することとする。

また、四半期報告書のうち、核物質防護検査に係る報告書については、法第72条第5項の規定に基づき、国家公安委員会及び海上保安庁長官に連絡する。

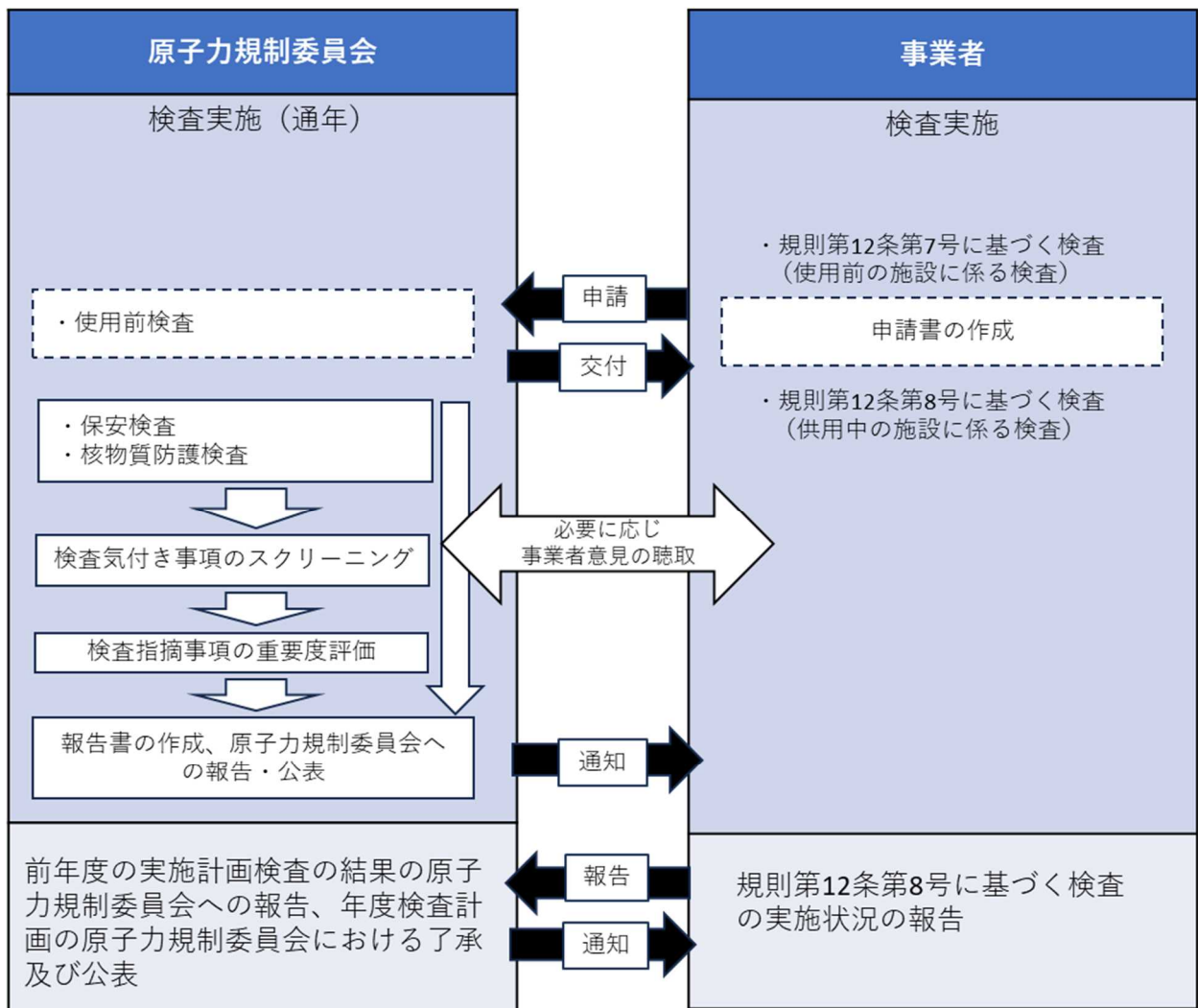


図1 実施計画検査に関する実施フロー

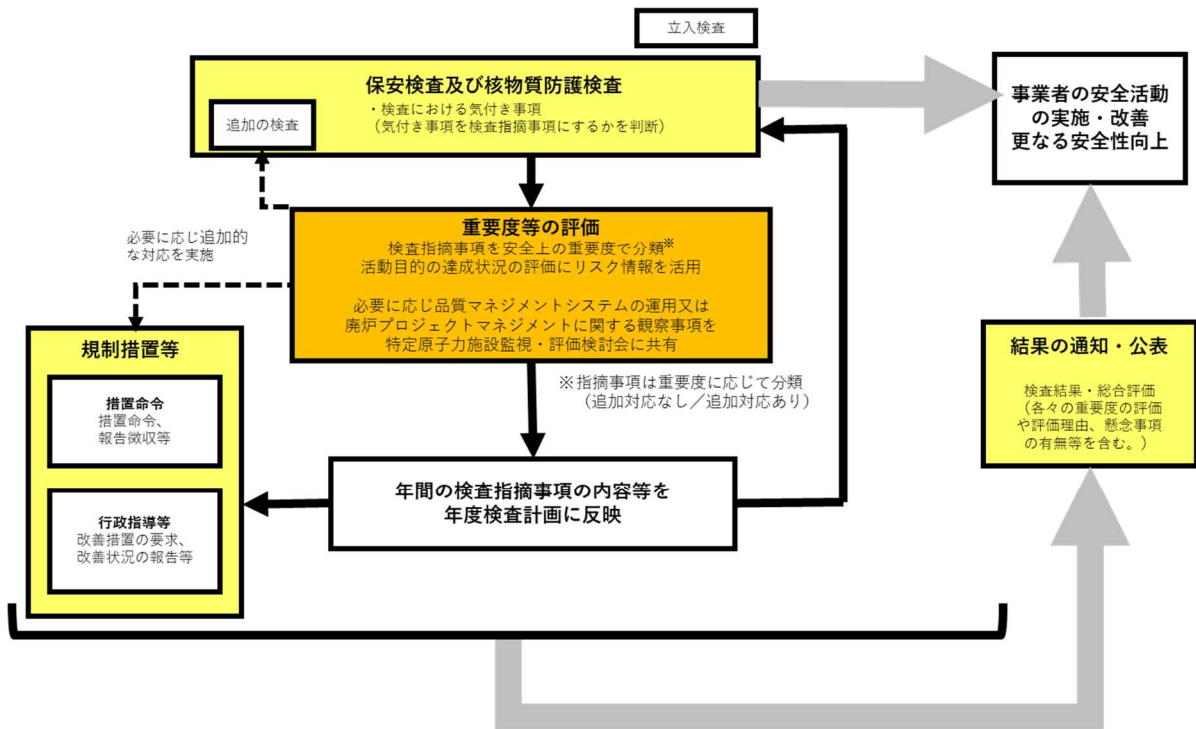
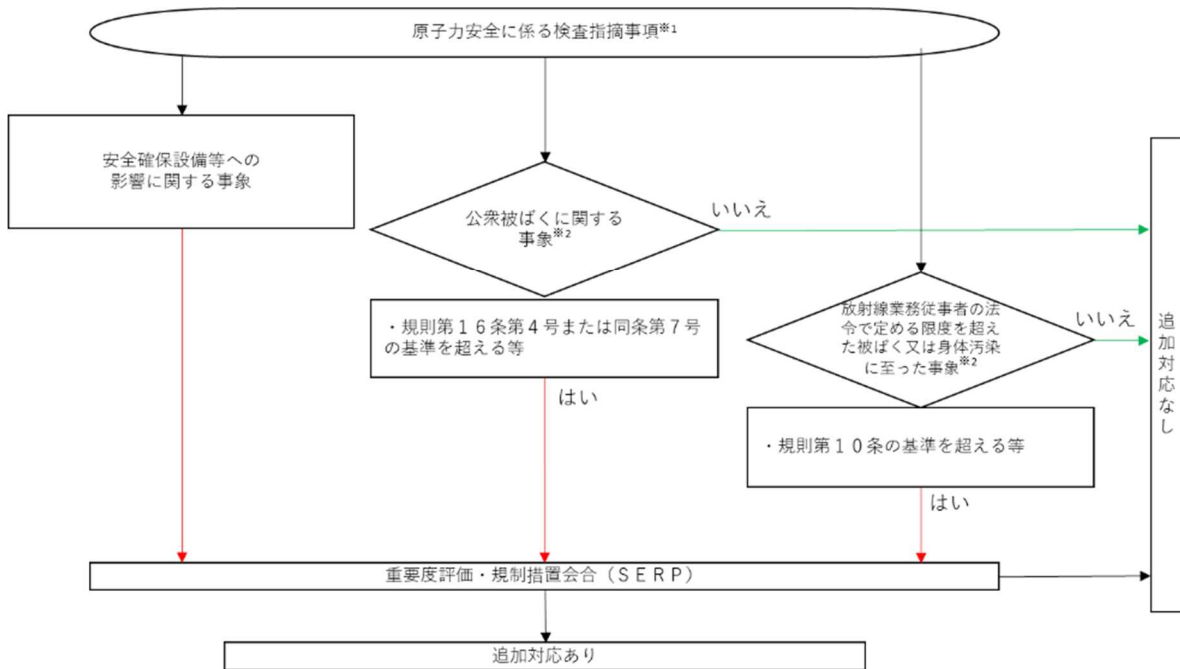


図2 保安検査及び核物質防護検査に基づく監視のプロセスと構成要素



※1 重大な事故及び臨界、大規模な漏えいに関する検査指摘事項は、本スクリーニング手順に関わらずSERPで評価を実施する。  
 (詳細は「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」及び「重要度評価等の事務手順運用ガイド」参照)  
 ※2 従業員被ばくや公衆の被ばくに関する放射線安全に係る附属書3 (従業員放射線安全に関する重要度評価ガイド) 及び附属書4 (公衆放射線安全に関する重要度評価ガイド) の適用も念頭におく。

図3 検査指摘事項の重要度評価に係る評価イメージ

別表 参照する基本検査運用ガイド

使用前事業者検査に対する監督
定期事業者検査に対する監督
ヒートシンク性能
供用期間中検査に対する監督
保全の有効性評価
設計管理
作業管理
サーベイランス試験
設備の系統構成
動作可能性判断及び機能性評価
燃料体管理（運搬・貯蔵）
運転員能力
運転管理
臨界安全管理
自然災害防護
火災防護
火災防護（3年）
内部溢水防護
緊急時対応組織の維持
緊急時対応の準備と保全
地震防護
津波防護
放射線被ばくの管理
放射線被ばく評価及び個人モニタリング
放射線被ばく ALARA 活動
空气中放射性物質の管理と低減
放射性気体・液体廃棄物の管理
放射性固体廃棄物等の管理
放射線環境監視プログラム
放射線モニタリング設備
品質マネジメントシステムの運用
事象発生時の初動対応